

2011年8月16日 全11頁

# 日本国債格付とバーゼル規制（改訂版）

資本市場調査部制度調査課  
吉井 一洋

## 海外金融機関が保有する日本国債やわが国銀行等向け債権に影響

### [要約]

- 2011年8月5日のスタンダード&プアーズ・レーティング・サービス<sup>1</sup>による米国の長期国債格下げは、マーケットに大きなショックを与えた。
- S & Pは、日本の長期国債の格付も、既に4月に「AA-安定的」から「AA-ネガティブ」に変更している。同5月には、フィッチ・レーティングス<sup>2</sup>が、日本の長期国債の格付のアウトルックを「安定的」から「弱含み」に変更した他、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク<sup>3</sup>が、現在の「Aa2」の格付について「引下げの方向で見直し」の対象とした。
- バーゼル規制の標準的手法では国債について「AA-」「Aa3」は、まだリスク・ウエイト0%の水準だが、すぐ下の「A+」「A1」では20%となる。銀行等向け債権も、ソブリンに連動させる方法を採用している国・地域（わが国も含む）の場合は、リスク・ウエイトは50%となる。
- ただし、わが国の銀行等が保有する場合、円建て国債のリスク・ウエイトは格付に関係なく0%、円建ての銀行等向けの債権のうち短期（当初の満期が3ヶ月以内）の債権の場合は、格付に関係なく20%のリスク・ウエイトが適用される。長期債権はソブリン向け債権の格付に連動するが、株式会社格付投資情報センターや株式会社日本格付研究所を適格格付機関と指定している場合や、経済協力開発機構や輸出信用機関によるカントリー・リスク・スコアを用いている場合は、リスク・ウエイトが50%に簡単に引き上げられる可能性は低いと思われる。
- これに対して、海外の標準的手法を採用している銀行等が保有する円建て国債やわが国の銀行等向け債権については、国・地域や指定している適合格付機関によって違いはあるものの、今後、日本の長期国債の格下げがあった場合、リスク・ウエイトが引き上げられる可能性がある。
- 政府が、復興財源の税源確保や社会保障・税の一体改革のための消費税率引き上げなどを十分に行えなかった場合、国債の格下げを通じて、わが国やわが国の銀行等の資金調達や取引に大きな影響を与える可能性がある。

<sup>1</sup> 同社は金融商品取引法上の無登録格付機関である。

<sup>2</sup> 同社は金融商品取引法上の無登録格付機関である。

<sup>3</sup> 同社は金融商品取引法上の無登録格付機関である。

## 1. わが国における長期国債格付の現状

◎わが国における銀行等の自己資本比率規制上の適格格付機関の、日本の長期国債に対する現在の格付は下の図表1のとおりである。

◎最近の動きとしては、2011年4月27日に、スタンダード&プアーズ・レーティング・サービス※（以下、「S&P」）が「AA-ネガティブ」に変更している他、同5月27日には、フィッチ・レーティングス※（以下、「フィッチ」）が、格付のアウトルックを「安定的」から「弱含み」に変更し、5月31日には、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク※（以下、「Moody's」）が、現在の「Aa2」の格付について「引下げの方向で見直し」の対象とした。

※ 金融商品取引法（金商法）上の無登録格付機関である。

◎わが国の適格格付機関による格付を見ると、株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という）の現在の格付は、2011年1月12日のものであり、同社は2月28日に、政府債務の負担という面で、「AAA」の維持がそろそろ限界に来ているとの判断を示している。株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という）の格付は、2010年9月22日に公表された水準から変更されていない。

◎経済協力開発機構（以下、「OECD」）のカントリー・リスク・スコアでは日本は一番リスクが低い「0」、輸出信用機関（以下、「ECA」）である独立行政法人日本貿易保険でも、一番リスクが低い「A」となっている。

図表1 自己資本比率規制上の適格格付機関による日本長期国債の格付

格付機関	日本の長期国債格付
S & P ※	AA- ネガティブ（金商法上の無登録格付）
Moody's ※	A a 2 引下げの方向で見直し（金商法上の無登録格付）
フィッチ ※	円建ての場合 AA-弱含み（金商法上の無登録格付） 外貨建ての場合 AA弱含み（金商法上の無登録格付）
R&I	AAAネガティブ
JCR	AAA安定的

※ 金融商品取引法（金商法）上の無登録格付機関である。

（出所）各社HPなどに基づき、大和総研資本市場調査部制度調査課作成

## 2. バーゼル規制のリスク・ウェイトへの影響（標準的手法の場合）

### (1) 国債のリスク・ウェイトへの影響

#### i. 国内銀行等保有分

◎ソブリン向け債権のリスク・ウェイトで見るとS&Pの「AA-ネガティブ」、フィッチの「AA-弱含み」（円建ての場合）は、共にまだリスク・ウェイト 0%の水準であるが、すぐ下の「A+」は、共にリスク・ウェイト 20%の水準となる。Moody'sの格付は、「Aa2」から「Aa3」に引き下げられた

としても、まだリスク・ウエイト 0%の水準だが、その下の「A1」は、リスク・ウエイト 20%の水準となる。

◎もっとも、わが国の標準的手法適用行が円建ての日本国債を保有している場合については、上記格付に関係なく、リスク・ウエイトは0%となる。

## ii. 海外銀行等保有分

◎海外の銀行等が保有する日本国債の場合は、格付に関係なく 0%のリスク・ウエイトを適用するというわが国の特例がそのまま適用されるわけではない。バーゼル規制の原文では、海外銀行等の監督当局においても、同様の取扱いを認めてもよいこととされているが、強制ではない。各国・地域での取扱いと今後の格付の動向によっては、リスク・ウエイトが 20%に引き上げられる可能性はある。

◎ちなみに、EUや英国では、ECやEEA（欧州経済領域）と同等以上の監督及び規制の取り決めに適用している域外の第三国の権限ある政府が、本来適用されるべきリスク・ウエイトよりも低いリスク・ウエイトを、当該国の通貨で調達した当該国のソブリン（又は中央銀行）向けの当該国通貨建て債権に適用している場合は、EU加盟国や英国の銀行等においても同様の取扱いを適用してよいこととしている。

◎米国では、バーゼルⅡの標準的手法は導入されておらず、内部格付手法採用行でない場合は、OECD加盟国のソブリン（又は中央銀行）向け債権のリスク・ウエイトは0%とされている。

◎わが国の特例と同様又は類似の特例が適用されない場合でも、海外銀行等の設立国において複数の適格格付機関が格付しているときは、バーゼル規制の原文では、その銀行が選択している適格格付機関の格付に基づくリスク・ウエイトのうち、低い方から2番目のリスク・ウエイトを用いることとされている。ただし、海外においては、国によっては、R&IやJCRが適格格付機関に指定されていないことも留意する必要がある<sup>4</sup>。仮に、海外銀行等が、S&P、Moody's、フィッチを適格格付機関と指定し、円建ての日本国債のS&P、フィッチの格付が「A+」まで引き下げられた場合、リスク・ウエイトが 20%に引き上げられることになる。

◎ちなみに、日本国債の海外投資家の保有比率は、5%程度である。その中で、わが国の特例と同様又は類似の特例を適用していない国の銀行等で、標準的手法を採用しており、指定している適格格付機関がS&P、Moody's、フィッチのみである海外銀行等の保有比率はさらに低くなると思われる。そのことから判断すれば、仮に上記のような事態となったとしても、現物の日本国債への影響は限定的であると思われる。しかし、日本国債の先物取引を通じて影響を与えることも考えられるため、今後の格付の動向について、十分に注意を払う必要はあろう<sup>5</sup>。

◎なお、ソブリン向け債権のリスク・ウエイトに関しては、バーゼル規制の原文でも、監督当局の裁量により、ECAがソブリン向けに付したカントリー・リスク・スコアを利用してもよいこととされている。EUや英国でもこのような取扱いを認めている。ECAはリスク・スコアを公表し、OECD方式に従っていないわけではない。OECDのカントリー・リスク・スコアでは日本は一番リスクが低い0（2011年7月1日時点）である。

<sup>4</sup> R&I は、マレーシア中央銀行と香港の金融管理局からバーゼル規制上の適格格付機関として認められている。JCR は、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、ドイツの規制当局からバーゼル規制上の適格格付機関として認められている。

<sup>5</sup> 先物取引の場合、取引所取引であるため、現在のバーゼルⅡによれば、カウンターパーティー・リスクは考慮しなくてもよい。しかし先物取引の買建ての場合は、資産としてのリスクを別途考慮する必要がある。この資産としてのリスクのリスク・ウエイトは現物取引のリスク・ウエイトを適用する。

## (2) 銀行等向け債権<sup>6</sup>のリスク・ウエイトへの影響（標準的手法の場合）

### i. 国内銀行等保有分

- ◎わが国では、銀行等<sup>7</sup>向け債権のリスク・ウエイトに関しては、バーゼル規制の原文のオプション1を採用している。即ち、設立国のソブリンに対するリスク・ウエイトよりも一段階高いリスク・ウエイトを付与する方法を用いている。
- ◎ソブリン向け債権のリスク・ウエイトが、S&Pの「AA-ネガティブ」、フィッチの「AA-弱含み」（円建ての場合）の段階では、銀行等向け債権のリスク・ウエイトは、共にまだ20%の水準であるが、すぐ下の「A+」は、共にリスク・ウエイト50%の水準となる。Moody'sの格付は、「Aa2」から「Aa3」に引き下げられたとしても、銀行等向け債権のリスク・ウエイトは20%の水準だが、その下の「A1」は、リスク・ウエイト50%の水準となる。
- ◎もっとも、ソブリン向け債権に複数の格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアがある場合は、国内銀行等の使用する適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアに基づくリスク・ウエイトのうち最も低い方から2番目のリスク・ウエイトを用いることとされている。仮に、円建ての日本国債のS&P、フィッチの格付が「A+」まで引き下げられたとしても、R&IやJCRの格付はまだ「AAA」<sup>8</sup>であり、「A+」まで引き下げられるにはまだ余裕があるものと思われる。カントリー・リスク・スコアでもわが国は一番リスクの低い国に分類されていることも考えると、リスク・ウエイトが50%に簡単に引き上げられる可能性は低いと思われる。ちなみに、わが国の地方銀行では、S&P、Moody's、R&I、JCRを適格格付機関としている銀行が多い模様であり、カントリー・リスク・スコアを用いている旨を注記している銀行は少ない。当該4つの適格格付機関を指定している場合は、現在の格付を前提とすれば、R&Iの格付が用いられることになろう。
- ◎なお、円建てで調達した円建ての短期債権（信用供与を受けた日から満期、即ち当初の満期が3月以内）については、上記に関係なく、20%のリスク・ウエイトが適用される。

### ii. 海外銀行等保有分

- ◎他方、海外の銀行等が保有するわが国の銀行等<sup>9</sup>向け債権の場合は、その海外銀行等の監督当局が、わが国と同様に、バーゼル規制の原文のオプション1を採用していれば、わが国の国債のA+格への格下げにともない、リスク・ウエイトが50%に引き上げられる可能性がある。オプション2を選択している国・地域の銀行等の場合は、わが国の国債の格下げは、わが国の銀行等向け債権のリスク・ウエイトに直接には影響を与えない。
- ◎オプション1を選択している国・地域の場合でも、元となるソブリンについて、複数の格付機関の格付があれば、その銀行が選択している適格格付機関の格付に基づくリスク・ウエイトの最も低い方から2

<sup>6</sup> 銀行等の資本調達手段に該当する場合は、リスク・ウエイトは100%

<sup>7</sup> 銀行持株会社やバーゼル規制又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む）の適用を受ける第一種金融商品取引業者も同様に取り扱われる。

<sup>8</sup> もっとも、前述したとおり、R&Iは「AAA」でも「ネガティブ」であり、政府債務の負担という面で、AAAの維持がそろそろ限界にきている旨を2月28日に述べている。

<sup>9</sup> バーゼル規制（特にリスク・ベースの自己資本規制）による監督規制の取極めと類似の取極め（系列子会社を含めた連結ベースの規制・監督）に従っている証券会社も同様に取り扱われる。

番目のリスク・ウェイトを用いることとされている<sup>10</sup>。ただし、海外においては、国によっては、R&IやJCRが適格格付機関に指定されていないことも留意する必要がある<sup>11</sup>。仮に、オプション1を選択している国・地域の海外銀行等が、S&P、Moody's、フィッチを適格格付機関と指定し、円建ての日本国債のS&P、フィッチの格付が「A+」まで引き下げられた場合、わが国の銀行等向けの債権のリスク・ウェイトが50%に引き上げられることになる。

◎ちなみに、米国ではまだ、バーゼルⅡの標準的手法は導入されておらず、内部格付手法採用行でない場合は、OECD加盟国の政府向け債権のリスク・ウェイトは20%とされている。

◎EUの自己資本比率規制では、バーゼル規制原文と同様に、オプション1、オプション2の適用を認めている。英国はオプション2を適用しているため、ソブリンのリスク・ウェイトの変更の影響を直接には受けない。

◎バーゼル規制の原文によれば、わが国の銀行等向けの短期債権（当初の満期が3月以内）については、オプション1、2いずれを選択している場合であっても、各国の監督当局が、自国通貨で調達された自国通貨建ての自国のソブリン（又は中央銀行）向けの債権について低いリスク・ウェイトを適用する場合は、自国通貨で調達された自国通貨建ての短期債権のリスク・ウェイトは、そのソブリン向け債権のリスク・ウェイトよりも一段高いリスク・ウェイト（ただし、下限は20%）を適用することができる（短期債権の特例2）。米国はこの規定とは関係なく、内部格付手法採用行以外の自国の銀行等向け債権のリスク・ウェイトを20%としている。

◎さらに、EUでは、(1)のiiで述べたとおり、ECと同等以上の監督及び規制の取極めを適用しているEU域外の第三国の権限ある政府が、本来適用されるべきリスク・ウェイトよりも低いリスク・ウェイトを、自国の通貨で調達した自国のソブリン（又は中央銀行）の自国通貨建て債権に適用している場合は、EU加盟国の銀行等においても同様の取扱いを適用してよいこととしている。この特例を適用している場合は、当該第三国の当該国の通貨で調達した残存期間3ヶ月以内の当該国通貨建ての銀行等向け債権に対して、当該国のソブリン（又は中央銀行）向け債権よりも1ランク高いリスク・ウェイトを適用することができる。即ち、わが国の円建ての国債に対して、わが国での取扱いと同様に、格付に関係なく0%のリスク・ウェイトの適用を認める場合、残存期間3ヶ月以内のわが国の銀行等向けの円建て債権に対しては20%のリスク・ウェイトを適用することができる。英国においても、同様の特例が認められている。

### 3. 今後の税収確保とリスク・ウェイト引上げ

#### (1) 復興財源の確保

◎政府の「東日本大震災復興対策本部」が7月29日に決定した「東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「復興基本方針」という）では、復興のため、少なくとも2015年まで19兆円、10年間で23兆円の財源の確保が必要としている。このうち、6兆円は2011年度予算の第1次補正予算と第2次補正予算で確保されており、2015年までの19兆円に関しては、歳出削減・税外収入（国有資産売却等）と時限的な税制措置で13兆円を確保することとしている。先行する復旧・復興需要をまかなう一時的なつなぎとしては復興債を発行することとしている。

<sup>10</sup> ベースとなるソブリン向け債権のリスク・ウェイトに関しては、バーゼル規制の原文では、監督当局の裁量により、輸出信用機関（ECA）がソブリン向けに付したカントリー・リスク・スコアを利用してもよいこととされている。EUもこのような取扱いを認めている。

<sup>11</sup> 脚注4参照

- ◎時限的な税制措置については、政府税調等で基幹税（所得税、法人税、消費税）などを多角的に検討し、東日本大震災復興対策本部が決定する。復興基本方針によれば、政府税調では歳出削減・税外収入（国有資産売却等）を3兆円と仮定して議論することとしていたが、8月4日の政府税調では、さらに、第1次補正予算での年金財源からの流用分2.5兆円の返還、B型肝炎訴訟の和解金0.7兆円、合計で3.2兆円の不足額が追加された。これらを合わせると、最初の5年間で少なくとも13兆円（＝13兆円＋3兆円－3兆円）の税収確保が必要となる。
- ◎時限的な税制措置としては、現在のところ、消費税の税率引き上げは想定されていない模様であり、法人税減税の先送りによる減税相当額（税率5%引下げと課税ベース拡大の差額）の充当（年0.7兆円程度）、所得税の増税（1割増税で年1.3兆円程度）などが候補として挙げられている模様である。しかし、法人税減税の凍結を3年間実施したとして2兆円強、5年間実施したとして3.5兆円、所得税の1割増税を2012年～2015年の4年間<sup>12</sup>実施したとして5兆円強であり、合計しても13兆円には4.5～6兆円足りない。
- ◎復興基本方針では、2011年度税制改正の積み残し部分の改正が実現した場合に、それによる増収分を復興財源に充当することも検討する旨を述べている。相続税の課税強化により年0.3兆円弱、所得税の各種控除の縮減により年0.2兆円の増収が見込まれるため、これらを4年間復興財源にまわせば2兆円確保できる。
- ◎残りの2.5～4兆円については、タバコ税の課税強化など、他の増税を組み合わせることが検討されている模様だが、そもそも13兆円では足りない可能性もあり、場合によっては、個人住民税の増税（1割増で1.1兆円）で対応することも考えられる。
- ◎上記のような対応を行う場合、法人税減税の凍結や2011年度税制改正の積み残しを除いても、年2兆円前後の増税が必要であり、現在のデフレ経済下でこのような規模の課税強化を行なった場合、景気への悪影響が懸念される場所である。
- ◎したがって、当初は、復興債で資金調達し、デフレを脱却した後に課税強化を行なうことも考えられる。このような対応を行なう場合には、どのような課税強化をどの程度の期間において実施するか、予め税法等で定め、明確にしておく必要がある。とりあえず復興債でつないで課税強化の議論は先送りし、将来決定することとした場合、その将来の償還時点においては、震災から時間が経っており、おそらくはその印象が薄れているという状況が想定される。そのため、4年等の長期間の課税強化が国民に受け入れられず、結局、税制措置による財源確保が実施されない可能性がある。

## (2) 社会保障と税の一体改革への対応

- ◎政府が「閣議決定」ではなく「閣議報告」として取りまとめた「社会保障・税一体改革成案」では、社会保障の機能強化により、2015年までに、高齢化による自然増を除いて、ネットで2.7兆円の社会保障費用の負担が増加するとしている。その一方で、消費税に関しては2010年代半ばまでに、5%引き上げて10%とする必要がある旨を述べている。
- ◎消費税率の引き上げの時期について、当初は2015年と明記することを予定していたが、民主党内の反対が強く、最終的な成案では「2010年代半ば」とされ、明確に定められず、「閣議決定」もできなかった。成案では、消費税率の引上げについては、条件として「経済状況の好転」を挙げている。その具体的な

<sup>12</sup> 2011年の所得税について遡及して増税することは理論的にも技術的にも困難であると思われる。

要件としては「●年度以降において、年度の実質経済成長率が●%以上、かつ、名目経済成長率●%以上」などの明確な数値水準を求められる可能性が高く、その水準もかなり厳しいレベルのものが求められる可能性がある。

◎しかし、5%の税率引上げで賄えるのは、国・地方の高齢者3経費（年金、高齢者医療、介護）の26.3兆円（2015年見込み）までの部分である。社会保障給付全体では、2015年時点で40兆円を超える財源が必要となり、消費税率を10%に引き上げても、なお消費税率6%程度の不足が生じる見込みである。

### (3) 日本国債の格下げによる銀行等向け債権の格付への影響

◎現状の格付は、財源不足に対して政府が対応しうることを前提としていると思われる。仮に(1)、(2)に対して、増税による財源確保がなされず、国債の増発を市場が吸収しきれなかった場合、海外の格付機関のみならず、日本の格付機関も含め、日本国債の格付を引き下げていくおそれがある。

◎その場合、わが国においては、国や銀行等の資金調達コストの上昇のみならず、リスク・ウエイトの引上げにより、海外の銀行等が日本国債の保有や日本の国債先物取引を回避したり、わが国及び海外の銀行等がわが国の銀行等向けの長期の債権の保有などを回避するといった形で、悪影響が生じる可能性もある。

◎(1)と(2)の両方に対応する措置として、たとえば、2013年にデフレから脱却することが想定される場合に、それまでは復興債で財源を手当てをしておき、脱却後の2014年に3%だけ消費税を先行して8%に引き上げ、その後2015年から10%に引き上げることも考えられる。この場合7.5兆円程度の税収が確保でき、復興財源確保のための所得税の増税などは回避できると思われる。政府および民主党には、いたずらに増税を回避するのではなく、復興財源や社会保障給付の財源の確保に向けた責任のある議論を行なうことが望まれる。

## 参考 ソブリン向け債権、銀行等・証券会社向け債権のリスク・ウェイト

### (1) わが国の標準的手法におけるリスク・ウェイト

#### i. ソブリン向け債権

◎銀行等の自己資本比率規制においては、わが国の告示では、中央政府及び中央銀行向け債権の標準的手法におけるリスク・ウェイトは、格付又はカントリー・リスク・スコアに応じ、下記のとおり定められている。

#### ①適格格付機関の付与する格付による場合

信用リスク区分	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	
S & P の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～BB-	B+～B-	B-未満	無格付
Moody's の格付	Aaa～Aa3	A1～A3	Baa1～Baa3	Ba1～Ba3	B1～B3	B3 未満	無格付
フィッチの格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～BB-	B+～B-	B-未満	無格付
R&I の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～BB-	B+～B-	B-未満	無格付
JCR の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～BB	BB-～B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%		150%	100%

※ バーゼルⅡにおける適格格付機関の格付と告示上のリスク・ウェイトとの対応関係（マッピング）について（平成18年3月31日 金融庁）による

#### ②カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分 (カントリー・リスク・スコア)	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト	0%		20%	50%	100%			150%

◎ただし、日本国政府及び日本銀行向けの円建ての債権で円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、格付機関の格付やカントリー・リスク・スコアに関係なく 0%とされている。したがって、円建ての日本国債のリスク・ウェイトは0%である。



## ii. 銀行等向け債権<sup>13</sup>

◎銀行等（預金金融機関）向けの債権は、個々の銀行等・証券会社ごとの格付ではなく、設立国の中央政府の格付又はカントリースコアに連動して決定される。

①適格格付機関の付与する格付による場合

信用リスク区分	3-1	3-2	3-3	3-4	
S & P の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～B-	B-未満	無格付
Moody's の格付	Aaa～Aa3	A1～A3	Baa1～B3	B3 未満	無格付
フィッチの格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～B-	B-未満	無格付
R&I の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～B-	B-未満	無格付
JCR の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	20%	50%	100%	150%	100%

※ バーゼルⅡにおける適格格付機関の格付と告示上のリスク・ウェイトとの対応関係（マッピング）について（平成18年3月31日 金融庁）による

②カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分 (カントリー・リスク・スコア)	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト	20%		50%	100%				150%

◎ただし、①、②にかかわらず、次のように取り扱われる。

◇円建てで調達された銀行等向けの円建ての短期債権（信用供与を受けた日から満期までの期間が3ヶ月以内）のリスク・ウェイトは上記に関係なく20%とされる。

◇銀行等向けの債権が当該銀行等の資本調達手段である場合には、リスク・ウェイトは100%となる。

## (2) バーゼル規制原文の標準的手法におけるリスク・ウェイト

### i. ソブリン向け債権

◎ソブリン（又は中央銀行）向け債権のリスク・ウェイトは、適格な外部信用評価機関（E C A I）の格付に応じて次のように定めている。

信用格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%	150%	100%

◎ただし、各国の選択により、自国通貨で調達された自国通貨建ての自国のソブリン（又は中央銀行）向

<sup>13</sup> 脚注1参照

けの債権については、上記よりも低いリスク・ウェイトを適用できる（わが国はこの選択肢を活用している）。この取扱いが適用された場合、他の監督当局も監督下の銀行に対し、当該通貨で調達された当該通貨建てのソブリン（又は中央銀行）向け債権に、同じリスク・ウェイトの適用を認めてよいこととされている。

◎ソブリン向け債権のリスク・ウェイトの決定においては、監督当局の裁量により、輸出信用機関（ECA）がソブリンに付したカントリー・リスク・スコアを利用してもよい。リスク・スコアが適格となるためには、ECAはリスク・スコアを公表し、OECD方式に従っていなくてはならない。ECAのリスク・スコアによるリスク・ウェイトは次のとおりである。わが国でも、OECDもしくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアの使用を認めている。

ECAリスク・スコア	0～1	2	3	4～6	7
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%	150%

## ii. 銀行等向け債権<sup>14</sup>

◎銀行等向け債権の取扱いには次の2つのオプションがある。各国の監督当局は、その管轄地域の全ての銀行に対してこのうちの1つを適用する。

オプション1：設立国のソブリンに対するリスク・ウェイトよりも一段階高いリスク・ウェイトを付与する方法。この場合のリスク・ウェイトは下記のとおりである。

ソブリンの信用格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	20%	50%	100%		150%	100%

オプション2：外部信用評価機関（ECAI）による当該銀行等・証券会社向け債権の格付に基づき下記のとおり、リスク・ウェイトを付す。この場合、短期債権（原契約期間が3ヶ月以下の債権）には、20%を下限として一段階低いリスク・ウェイトを適用してもよい（**短期債権の特例1**）。

銀行等・証券会社の信用格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	20%	50%		100%	150%	50%
短期債権の特例	20%			50%	150%	20%

◎各国の監督当局が、自国通貨で調達された自国通貨建ての自国のソブリン（又は中央銀行）向けの債権について低いリスク・ウェイトを適用する場合は、オプション1、2いずれを選択している場合であっても、自国通貨で調達された自国通貨建ての短期債権のリスク・ウェイトは、そのソブリン向け債権のリスク・ウェイトよりも一段高いリスク・ウェイトを適用することができる（**短期債権の特例2**）。

◎オプション2を適用する場合、インターバンクの短期債権については、個別の短期格付の有無に応じて次のように取り扱う。

<sup>14</sup> 脚注2参照

- 原契約期間が3ヶ月以内の短期債権について、短期格付が無い場合は、上記の短期債権の特例1、2を適用する。
  - 短期格付があり、当該格付が上記優遇措置よりもさらに有利又は同等のリスク・ウェイトに変換される場合、当該短期格付は当該短期債権のみに適用される。
  - ある銀行向け債権の短期格付が不利なリスク・ウェイトに変換される場合、インターバンク向け短期債権の優遇措置を適用することはできない。全ての無格付の短期債権には、当該短期格付に対して適用されるのと同じリスク・ウェイトを適用すべきである。
- ◎銀行等向けの債権が当該銀行等の資本調達手段である場合には、リスク・ウェイトは100%となる。

## 無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ用)

当書面は、金融商品取引法の改正により格付会社に対する規制が導入されたことを受けて、ご案内するものです。

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&P は、提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

以 上

---

この情報は、平成 23 年 8 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## 無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク用)

当書面は、金融商品取引法の改正により格付会社に対する規制が導入されたことを受けて、ご案内するものです。

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

以 上

---

この情報は、平成22年10月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## 無登録格付に関する説明書 (フィッチ・レーティングス用)

当書面は、金融商品取引法の改正により格付会社に対する規制が導入されたことを受けて、ご案内するものです。

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）  
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社  
（金融庁長官（格付）第7号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

以 上

この情報は、平成22年12月17日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。